

「電子書籍に対応した著作権」を整備した場合の構成について

平成 25 年 7 月 5 日

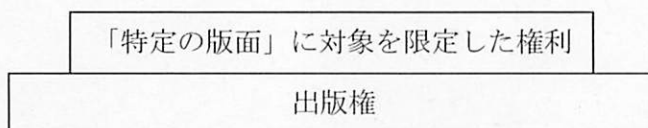
1. 「電子書籍に対応した著作権」として採りうる構成

「電子書籍に対応した著作権」として、以下の構成が考えられる。

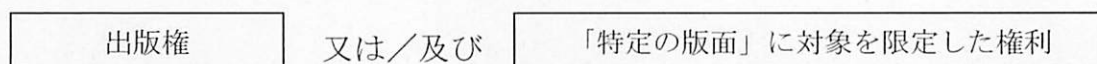
- 構成(i) 現行著作権を拡張し、現行著作権の対象に電子書籍等を含める(※1)。
 構成(ii) 現行著作権とは別に、電子書籍等を対象とした権利(電子著作権(仮称))を創設(※2)。

※1 特約により、「特定の版面」に対象を限定した権利を設定することも考えられる。なお、著作権と「特定の版面」に対象を限定した権利の関係については、著作権の設定を前提とする構成(「アドオン型」)と前提としない構成(「選択型」)が考えられる。

【アドオン型】著作権設定を前提に、「特定の版面」に係る権利を特約で設定可。



【選択型】著作権設定を前提とせず、「特定の版面」に係る権利のみを契約で設定可。



※2 構成(ii)においても、現行著作権の見直しを必要に応じて行うことは考えられる。

2. 権利の設定

構成(i)及び(ii)の考え得る権利の設定方法としては、以下の例が考えられる。

※ 考え得る例は、以下に掲げた例に限られるものではない。

○ 構成(i)及び(ii)に共通する例

【例 1】著作権者 X が著作物 A について、出版者 Y1 に対し、紙の書籍に係る著作権を設定し、出版者 Y2 に対し、電子書籍に係る著作権を設定。

⇒ 構成(i)、(ii)のいずれの場合においても、Y1 は、ネット上における海賊版対策を行うことができないのではないか。

○ アドオン型を前提とする構成(i)における例

【例2】著作権者 X が著作物 A について、出版者 Y1 に対し、紙の書籍に係る出版権を設定し、その後、出版者 Y2 に対し、電子書籍に係る出版権及び「特定の版面」に係る権利を設定。

⇒ Y2 の設定した「特定の版面」が、Y1 の版面と同一である場合において、Y2 が対抗要件を具備すると、Y1 は紙の出版ができなくなるのではないか。

○ 選択型を前提とする構成(i)における例

【例3】著作権者 X が著作物 A について、出版者 Y1 に対し、紙の書籍に係る出版権を設定し、その後、出版者 Y2 に対し、「特定の版面」に係る権利を設定。

⇒ Y2 の設定した「特定の版面」が、Y1 の版面と同一である場合において、Y2 が対抗要件を具備すると、Y1 は紙の出版ができなくなるのではないか。

【例4】著作権者 X が著作物 A について、出版者 Y1 に対し、紙の書籍に係る出版権を設定し、出版者 Y2 に対し、電子書籍に係る出版権を設定し、その後、出版者 Y3 に対し、「特定の版面」に係る権利を設定。

⇒ Y3 の設定した「特定の版面」が、Y1、Y2 の版面と同一である場合において、Y3 が対抗要件を具備すると、Y1 は紙の出版が、Y2 は電子書籍の配信ができなくなるのではないか。

(以 上)